

小田原市情報公開条例の一部改正について

1 条例改正の目的及び背景

令和3年5月に、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に直接適用されることになりました。

また、地方公共団体においては、個人情報保護法の許容する範囲において、個人情報保護法施行条例を定めることができるとされていることから、本市では、開示請求手続等に係る小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「本市個人情報保護法施行条例」といいます。）を制定します。

これに伴い、小田原市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）は、個人情報保護法及び本市個人情報保護法施行条例における公文書の定義や手続等について整合性を確保することが必要なことから、これらの定義や手続に合わせるもののほか、所要の措置のため改正するものです。

2 改正の素案について

情報公開条例についての改正の素案は、次のとおりです。

項番	改正の素案
(1)	【公文書の定義】 （情報公開条例第2条第2項第3号関係） 個人情報保護法の定義では、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録（会議録作成のための録音データ等）が保有個人情報の開示請求の対象となる公文書からは除外されていないことから、情報公開条例においても公文書から除外しないこととします。
(2)	【公開決定期限】 （情報公開条例第11条第1項関係） 本市では、個人情報保護法に基づく個人情報開示請求に係る開示決定期限については、本市個人情報保護法施行条例を規定し、開示決定期限を開示請求があった日から15日以内とする予定です。このため、情報公開条例においても公開決定期限について、公開請求のあった日から15日以内と規定することとします。
(3)	【公開決定期限の延長】 （情報公開条例第11条第3項関係）

	<p>開示決定期限の延長については、個人情報保護法の規定により、開示決定期限を30日以内に限り延長できるとされたことから、情報公開条例においても、公開決定期限を30日以内に限ることとします。</p>
(4)	<p>【所要の措置（意見の陳述等）】（情報公開条例第21条第1項関係）</p> <p>行政不服審査法では、審査請求人等への口頭意見陳述の機会の付与において、簡易迅速に市民の権利利益を救済するという趣旨を踏まえ、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を述べる機会を与えなくてもよいこととしていることから、情報公開条例においても同様の規定をすることとします。</p>

3 施行日

令和5年4月1日